

大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則

制 定 平成 31. 4. 1 規程 128

最近改正 令和 3. 9. 30 規程 255

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 3 条第 3 項の規定に基づき、公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)に雇用され大阪府立大学工業高等専門学校(以下「府大高専」という。)で勤務する非常勤教職員等の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲等)

第 2 条 この規則は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 非常勤教職員(1 週間の所定の勤務時間が 30 時間を超えない範囲内で雇用される者をいう。)
- (2) 期間を定めた労働契約により雇用される者(前号に掲げる教職員及び大阪府立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程で定めるところにより雇用される者を除く。)
- 2 前項各号に掲げる者(以下「非常勤教職員等」という。)の区分は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 大阪府立大学工業高等専門学校フルタイム契約職員に関する規程及び大阪府立大学工業高等専門学校非常勤講師に関する規程で定めるところにより雇用される者については、同規程で定めるもののほかこの規則を適用する。
- 4 大阪府立大学工業高等専門学校期限付講師に関する規程で定めるところにより雇用される者については、同規程で定めるもののほかこの規則を適用する。

(労働契約の期間等)

第 3 条 非常勤教職員等の採用は、契約期間を定めて行う。

- 2 前項の契約期間は、1 の会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)を超えない範囲内で定めるものとする。
- 3 前項の契約期間は、業務運営上必要がある場合は、1 年を超えない範囲内で更新をすることができる。ただし、更新後の契約期間の末日は、その更新をした日の属する会計年度の末日までとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、3 年を超えない範囲内で契約期間を定めることができる。
 - (1) 特定のプロジェクト及び研究に関する業務 その他の一定の期間内に完了することが予定されている業務に従事させるとき。

- (2) 特定の専門的業務に従事させるとき。
- 5 前項の規定により定めた契約期間は、業務運営上必要がある場合は、2年を超えない範囲内でこれを更新することができる。
- 6 契約期間の更新をすることがある場合には、労働契約の際、更新の可否及びその基準を当該非常勤教職員等に通知するものとする。

(法令等との関係)

第4条 この規則に定めのない就業に関する事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び本法人の他の規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第5条 本法人及び非常勤教職員等は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用等

(採用の方法)

第6条 非常勤教職員等の採用は、選考により行う。

(採用時の提出書類)

第7条 非常勤教職員等に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに本法人に提出しなければならない。ただし、本法人が提出を要しないと認めた場合には、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本法人が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに、本法人にこれを届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第8条 非常勤教職員等の採用に際しては、採用しようとする者に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間及び契約の更新に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、週休日、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(試用期間)

第9条 非常勤教職員等の試用期間は、採用の日から14日間とする。ただし、特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 本法人は、試用期間中の非常勤教職員等の勤務実績が著しく不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本法人において継続して雇用することが適当でないと認めるときには、当該非常勤教職員等を試用期間中又は満了の時に解雇することができる。

3 試用期間は、勤続期間に通算する。

(配置換え等)

第10条 非常勤教職員等に対し、契約期間の途中で、業務上の必要により配置換え又は業務の変更を命じることがある。

2 非常勤教職員等は、正当な理由がない限り、前項の配置換え又は業務の変更を拒むことができない。

第1節の2 休職及び復職

(休職)

第10条の2 非常勤教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設を含む。）において、その非常勤教職員等の職務に関係があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (5) 非常勤教職員等が労働組合の業務に専ら従事する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

(休職の期間)

第10条の3 休職の期間は、前条第1号の規定に該当する場合にあっては休養を要する程度に応じて、同条第3号、第4号及び第6号の規定に該当する場合にあっては必要に応じて、いずれも通算で3年を超えない範囲内において、それぞれ個々に定める。

2 前条第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第5号に掲げる事由による休職の期間は、必要に応じた期間とする。

(復職)

第10条の4 休職中の非常勤教職員等の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。

(休職の効果)

第 10 条の 5 休職中は、非常勤教職員等としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、休職の期間中、別段の定めがあるもののほか、いかなる給与も支給されない。

第 2 節 労働契約の終了等

(労働契約の終了事由)

第 11 条 非常勤教職員等の労働契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に終了する。

- (1) 労働契約の期間が満了し、契約期間の更新がなされなかったとき。
- (2) 退職を申し出て、本法人が承認したとき。
- (3) 解雇されたとき。
- (4) 本法人の役員に就任したとき。
- (5) 死亡したとき。

(労働契約期間満了時の手続)

第 12 条 1 年を超えて雇用された非常勤教職員等の労働契約の期間満了により、更新しない場合には、契約期間満了日の 30 日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、非常勤教職員等が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、非常勤教職員等に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りではない。

(自己都合による退職手続)

第 13 条 非常勤教職員等が自己の都合により退職しようとするときは、特段の事情がない限り、月の末日を退職日としなければならない。

- 2 非常勤教職員等は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、文書をもって申し出なければならない。
- 3 前項の申出があった場合には、労働契約の期間満了前においても、業務上支障がない限り、これを承認するものとする。
- 4 第 2 項の規定により退職を申し出た者は、退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。

第 3 節 解雇等

(解雇)

第 14 条 本法人は、非常勤教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者となったとき。

- (3) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがないとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 前2号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。
- (6) 第51条に規定する懲戒事由に該当するとき。
- (7) 事業の縮小又は廃止若しくは完了により解雇がやむを得ないとき。

(解雇制限)

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後30日間
- (2) 別表第4に規定する産前産後の休暇の期間及びその後30日間

2 前項の規定は、第11条第1号の規定に基づき、非常勤教職員等が契約期間の満了を理由として退職となることを妨げるものではない。

(解雇予告)

第16条 第14条の規定により非常勤教職員等を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をし、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮するものとする。

2 前項の規定は、試用期間中の非常勤教職員等(採用後14日を超えて引き続き雇用されたものを除く。)を解雇する場合又は行政官庁の承認を受けた場合には、適用しない。

(退職者の責務等)

第17条 非常勤教職員等は、労働契約が終了した場合又は解雇された場合は、遅滞なく、本法人から貸与されたものを返納しなければならない。

2 労働契約が終了した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 労働契約が終了した者又は解雇された者が本法人に対して債務を有する場合には、退職時にそのすべてを弁済しなければならない。

(退職時の証明)

第18条 本法人は、非常勤教職員等が、労働契約の終了又は解雇に当たり、退職証明書の交付を請求したときは、速やかにこれを交付する。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位

- (4) 給与
 - (5) 退職の事由(解雇の場合におけるその理由を含む。)
- 3 退職証明書には非常勤教職員等が請求した事項のみを記載するものとする。

第3章 給与

(給与の支払)

第19条 給与の支払いは、この章に定めるもののほか、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則第2条に規定する教職員(以下「教職員」という。)の例による。

(給与の種類)

第20条 非常勤教職員等の給与は、給料、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(給料)

第21条 非常勤教職員等の給料の支給単位及び額は、別表第1に定める非常勤教職員等の区分及びその職務内容に応じ、別表第2に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本法人が定める特別の職務にある者については、日額とするものにあつては25,600円、月額とするものにあつては640,000円を超えない範囲内で定めることができる。
- 3 非常勤教職員等の経歴、職務の特性等により、前項の規定により難い特別の事情がある場合には、理事長は、労働契約において給料の額を個別に決定することができる。

(休職者の給与)

第21条の2 非常勤教職員等が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により、負傷し、若しくは疾病にかかり、第10条の2第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 非常勤教職員等が結核性疾患にかかり第10条の2第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、給料及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 非常勤教職員等が前2項以外の第10条の2第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料及び期末手当の100分の80を支給する。
- 4 非常勤教職員等が第10条の2第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料の100分の60以内を支給することができる。
- 5 非常勤教職員等が第10条の2第3号及び第4号に掲げる事由に該当し休職にされたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その休職の期間中、給料及び期末手当の100分の70以内を支給することができる。
- 6 非常勤教職員等が第10条の2第4号に掲げる事由に該当し休職にされた場合で、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期

間中、給料及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。

- 7 非常勤教職員等が第10条の2第5号に掲げる事由により休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。
- 8 非常勤教職員等が第10条の2第6号の定めにより休職にされた場合で、理事長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料の100分の70以内を支給することができる。
- 9 前各項に規定するもののほか、休職にされた非常勤教職員等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の半減)

第21条の3 非常勤教職員等が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（理事長が別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇（別表第4ア）（7）又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患による就業禁止の措置である場合にあつては、1年。）を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずるものとする。

(給料の支給方法)

第22条 給料の支給方法は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- (1) 日額又は時間額による給料 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月の給与支給日（教職員の給与支給日をいう。）に支給する。
- (2) 月額給料 教職員の給料の支給方法の例による。

(期末手当)

第22条の2 非常勤教職員等の期末手当については、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等の期末手当に関する規程の定めるところにより、支給する。

(通勤費)

第23条 非常勤教職員等に対しては、通勤に要する費用として、教職員に支給される通勤手当の例により、月額55,000円を限度に第20条に規定する給料に加算することができる。ただし、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤講師に関する規程で定めるところにより雇用される者については、別に定める方法によるものとする。

第4章 服務

(職務専念義務)

- 第24条 非常勤教職員等は、本法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。
- 2 非常勤教職員等は、忠実に職務を遂行し、本法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務専念義務免除)

第 25 条 非常勤教職員等は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ理事長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 本法人の厚生に関する計画の実施に参加するとき。
- (2) 組合の団体交渉に参加するとき。
- (3) 本法人の敷地内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力するとき
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、理事長が定めるとき。

(服務心得)

第 26 条 非常勤教職員等は、法令及び本法人の規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 非常勤教職員等は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善に努め、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 上司は、指揮命令を受ける非常勤教職員等の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 27 条 非常勤教職員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は非常勤教職員等全体の不名誉となるような行為をすること。
- (2) 本法人の秩序及び規律を乱すこと。
- (3) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後も同様とする。

(本法人の非常勤教職員等の地位)

第 28 条 本法人の非常勤教職員等は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第 29 条 教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。

(ハラスメントの防止)

第 30 条 非常勤教職員等は、次の各号に掲げる妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない。

- (1) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること
- (2) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置の利用を阻害すること
- (3) 妊娠、出産、育児及び介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等を行うこと
- (4) 妊娠及び出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること

- (5) 妊娠及び出産等したことに対する嫌がらせ等をする事
- (6) 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、就業上、利益又は不利益を与え、又はそれを示唆すること
- (7) 相手が望まないにもかかわらず、性的な言動を行い、又は相手にそれを求めること
- (8) 言動や掲示等により、性的不快の念を抱かせるような環境をつくること
- (9) 固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うこと
- (10) 部下に対して前9号の行為が行われている事実を認めながら上司が黙認すること

(欠勤)

第31条 非常勤教職員等は、やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして速やかに届け出なければならない。

2 上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない。

(旧姓の使用)

第32条 非常勤教職員等は、所定の手続きを経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

第5章 勤務時間、休憩、休暇等

(日、週の定義)

第33条 この規則において、日は、特段の定めがない限り、0時に始まり翌0時に終わる24時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとする。

(勤務時間、休憩時間)

第34条 非常勤教職員等の勤務日は、月曜日から金曜日までの日（以下「勤務日」という。）とし、勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時45分
- (2) 終業時刻 午後5時15分
- (3) 休憩時間 午後0時から午後0時45分又は午後0時45分から午後1時30分

2 前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、その者の所定労働時間を超えない範囲内において個別に勤務日、勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を定めることがある。

(出退勤の管理)

第35条 非常勤教職員等の出退勤の管理は、出勤簿及び勤務確認票によるものとする。ただし、指定する非常勤教職員等については別に定める方法によるものとする。

(休日)

第36条 休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日(以下「祝日」という。)

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日を除く。)

(休日等の振替)

第 37 条 前条の休日は、業務上の必要によりやむを得ない場合にあらかじめ当該週の勤務日と振り替えることがある。

2 第 34 条第 1 項及び第 2 項で定めた勤務日は、業務上の必要によりやむを得ない場合にあらかじめ当該週の勤務を要しない日(前条の規定による休日を除く。以下同じ。)と振り替えることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第 38 条 非常勤教職員等が勤務地以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することを必要とする場合には、当該業務に通常必要とされる時間を勤務したものとみなす。

(監督又は管理の地位にある非常勤教職員等の勤務時間)

第 39 条 第 34 条の規定にかかわらず、監督又は管理の地位にある非常勤教職員等については、業務に支障のない範囲内で、始業及び終業の時刻の決定を当該非常勤教職員等に委ねるものとする。

2 前項の監督又は管理の地位にある非常勤教職員等の定義は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第 13 条第 2 項の規定を準用する。

(時間外勤務等)

第 40 条 業務の運営上必要がある場合には、非常勤教職員等に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命じることがある。

2 前項の場合において、労基法第 32 条の規定による労働時間を超える勤務又は労基法第 35 条の規定による休日における勤務については、労基法第 36 条第 1 項の協定の定めるところによる。

(宿日直勤務)

第 41 条 業務の運営上必要がある場合には、別に定めるところにより、非常勤教職員等に対し、所定の勤務時間以外の時間及び第 36 条の休日に宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。

(育児休業及び育児部分休業)

第 42 条 非常勤教職員等の育児休業、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の適用については、大阪府立大学非常勤教職員等の育児・介護休業等に関する規程その他の関係法令及び本法人の他の規程の定めるところによる。

(育児又は介護を行う非常勤教職員等の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 43 条 3 歳未満の子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律第2条第1項に規定する子をいう。)を養育する非常勤教職員等(日々雇用される者を除く。)のうち、労使協定によって除外された週の勤務日数が2日以下の者を除く者が請求した場合には、所定時間を超えて勤務させないこととする。

- 2 要介護状態にある家族(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母の他、祖父母、兄弟姉妹及び孫)を介護する非常勤教職員等(日々雇用される者を除く。)のうち、労使協定によって除外された週の勤務日数が2日以下の者を除く者が請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1回の請求につき1か月以上1年以内の期間について、所定時間を超えて勤務させないこととする。
- 3 小学校就学の始期に達しない子(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)を養育する非常勤教職員等及び前項に規定する家族を介護する非常勤教職員等であって、当該子を養育するため又は当該家族を介護するために請求をしたものの第40条及び第41条に規定する勤務については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務を命じないものとする。
- 4 非常勤教職員等が、前項に規定する子を養育するため又は第2項で規定する家族を介護するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)の業務には従事させないものとする。

(妊産婦である非常勤教職員等の就業制限等)

第44条 妊娠中の非常勤教職員等及び産後1年を経過しない非常勤教職員等(以下「妊産婦である非常勤教職員等」という。)には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

- 2 妊産婦である非常勤教職員等が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。
- 3 妊産婦である非常勤教職員等が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

(妊産婦である非常勤教職員等の業務軽減等)

第45条 妊産婦である非常勤教職員等が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

(非常災害時の勤務)

第46条 災害その他避けることのできない事由によって、必要があるときは、労基法第33条第1項に規定する手続を経て、その必要の限度において、臨時に第40条に規定する勤務を命ずることがある。

(年次有給休暇)

第47条 非常勤教職員等に対して、別表第3のとおり年次有給休暇を与える。

- 2 年次有給休暇は、非常勤教職員等の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求さ

れた時季にこれを与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることがある。

- 3 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、非常勤教職員等から要求があった場合は、1時間を単位として与えることがある。ただし、1時間を単位として与える場合は、1年につき40時間を超えることはできない。また、別表第1の区分2に規定する者から要求があった場合は、半日を単位として与えることがある。
- 4 年次有給休暇の日数の計算は、会計年度による。
- 5 非常勤教職員等在職中の1の年度に与えられる年次有給休暇の日数のうち、その年度に受けなかった日数があるときは、その日数を翌年度に限り繰り越すことができる。
- 6 年度途中で雇用契約の変更があり別表第1の区分に変更があった場合は、変更後の一週間あたりの勤務日数に応じて、別表第3により年次有給休暇を与えることができるものとし、その取扱いについては別に定める。

(特別休暇)

第48条 非常勤教職員等に対して、別表第4のとおり有給及び無給の特別休暇を与えることができる。

第6章 研修

(研修)

第49条 本法人は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために必要な研修を実施する。

- 2 非常勤教職員等は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。

第7章 表彰

(表彰)

第50条 非常勤教職員等が特に顕著な業績をあげた場合その他表彰することが適当であると認められる場合には、大阪府立大学工業高等専門学校教職員表彰規程の定めるところによりこれを表彰する。

第8章 懲戒

(懲戒の事由)

第51条 非常勤教職員等が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき。
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき。
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき。
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき。

- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき。
 - (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき。
 - (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき。
- 2 管理監督者の指導の怠慢又は管理不行届により、管理監督下にある教職員に前項の懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者についても懲戒に処することがある。
- 第 52 条 懲戒は、次に掲げる区分に応じ、行うものとする。

- (1) 戒告 その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超えず、かつ一給与支払期における給与の総額の 10 分の 1 を上限として給与を減額する。
- (3) 停職 1 日以上 1 年以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合は、30 日前に予告して、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。
- (5) 懲戒解雇 予告を設けずに、即時に解雇する。

(懲戒の手続)

第 53 条 懲戒の手続については、大阪府立大学工業高等専門学校教職員懲戒規程（以下「教職員懲戒規程」という。）の定めるところによる。

(訓告等)

第 54 条 本法人は、第 52 条に定めるもののほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 55 条 非常勤教職員等が故意又は重大な過失によって本法人に損害を与えた場合は、第 52 条又は前条の規定による懲戒処分その他の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第 9 章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第 56 条 本法人は、非常勤教職員等の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。

(安全衛生協力義務)

第 57 条 非常勤教職員等は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の関係法令のほか本法人の指示を守るとともに、本法人が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生教育)

第 58 条 非常勤教職員等は、本法人が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けな

ればならない。

(非常災害時の措置)

第 59 条 非常勤教職員等は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を執るとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(遵守事項)

第 60 条 非常勤教職員等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全及び衛生について上司の命令、指示等を守り、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓及び清潔に努め、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸施設をみだりに移動若しくは作動をさせ、又は許可なく当該場所には立ち入らないこと。

(健康診断)

第 61 条 本法人は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)その他の法令に定めるところにより、毎年健康診断を行う。

- 2 前項の健康診断のほか、労働安全衛生規則の定めるところにより、臨時に健康診断を行うことがある。
- 3 非常勤教職員等は、正当な事由がなく健康診断を拒んではならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。
- 4 本法人は、第 1 項の健康診断の結果に基づき、必要と認める場合には、就業の禁止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(就業の禁止)

第 62 条 非常勤教職員等は、自らが伝染のおそれのある病人、保菌者及び保菌のおそれのある場合には、直ちに本法人に申し出なければならない。

- 2 前項の申出の結果、必要と認める場合には、当該非常勤教職員等に就業の禁止を命ずることができる。

第 10 章 旅行

(旅行)

第 63 条 業務上必要がある場合は、非常勤教職員等に旅行を命ずることができる。

- 2 旅行を命じられた非常勤教職員等が旅行を終えたときには、すみやかに報告しなければならない。

(旅費)

第 64 条 旅行する非常勤教職員等に支給する旅費については、公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程の定めるところによる。

第 11 章 災害補償

(業務上の災害補償)

第 65 条 非常勤教職員等の業務災害(業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)の補償については、労基法及び補償法の定めるところによる。

(通勤災害)

第 66 条 非常勤教職員等の通勤途上における災害(通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)の取扱いについては、補償法の定めるところによる。

第 12 章 陳述する機会及び不服申立て

(陳述する機会)

第 67 条 この規則の規定による解雇及び懲戒を行う場合には、別に定めるところにより、当該非常勤教職員等に口頭又は書面で陳述する機会を与えるものとする。

(不服申立て)

第 68 条 この規則の規定による配置換え、解雇及び懲戒に対して不服のある非常勤教職員等は、理事長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、当該事実を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文書により行うものとする。ただし、当該事実のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、行うことができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(合併前に行った行為等についての効力)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則（以下「旧規則」という。）が適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたもの（以下「承継教職員」という。）が、旧規則に基づき行った申請、届出、承認、発令その他の行為については、原則として本規程において行われたものとみなす。

(合併前の非違行為に対する対応)

- 3 承継教職員のうち、旧規則第 38 条に規定する懲戒事由に該当する非違行為をこの規程の施行の日の前日までに行ったものの懲戒処分については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定は、訓告等の処分についてもこれを準用する。

(年次有給休暇の繰り越し)

- 5 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に合併前の公立大学法人大阪府立大学又は合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、施行日においてこの規程の定めによる非常勤教職員等となった者について、施行日の前日の属する一の年度の末日までに取得されなかった年次有給休暇は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇の日数を上限とし、施行日の属する一の年度に繰り越すものとする。

附 則（令和1.10.1 規程 636）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2.3.31 規程 72）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3.5.31 規程 139）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3.8.31 規程 242）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則の規定は、この規則の施行の日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約から適用する。

附 則（令和3.9.30 規程 255）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条、第21条関係）

非常勤教職員等の区分

区分	名称	資格能力等	職務	その他
1	パートタイム契約職員 (所定労働時間：週30時間以下)	当該業務を遂行する能力のある者	専門的な事務又は技術に関する業務	
2	非常勤講師	別に定める	カリキュラムにおける授業又は実習 学生の研究指導	
3	学校医	医師の資格のある者	学校保健安全法に基づく学校医の業務	
4	学校歯科医	歯科医師の資格のある者	学校保健安全法に基づく学校歯科医の業務	
5	学校薬剤師	薬剤師の資格のある者	学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務	
6	産業医	産業医の資格のある者	労働安全衛生法に基づく産業医の業務	
7	事務補助員	当該業務を遂行する能力のある者	一般的な事務に関する職務を補佐する業務	
8	技術補助員		一般的な技術又は技能に関する職務を補佐する業務	
9	専門相談員	当該業務を遂行する資格又は能力	専門的な知識経験を必要とする相談業務	

		のある者		
10	非常勤研究員	当該業務を遂行する能力のある者	教員と共同して研究を支援する業務	
11	フルタイム契約職員 (所定労働時間：週38時間45分)	当該業務を遂行する能力のある者	専門的な事務又は技術に関する業務	
12	期限付講師	別に定める	カリキュラムにおける授業又は実習 学生の研究指導	
13	地域連携テクノセンター主幹	当該業務を遂行する能力のある者	教員と共同した産学連携による地域技術支援等の業務	

別表第2(第21条関係)

非常勤教職員等の給料

区分	名称	資格能力等		給料の支給単位及び額	勤務形態等
1	パートタイム契約職員			月額 141,080 円	週 30 時間
2	非常勤講師	40 歳以上		時間額 4,260 円	
		35 歳以上 40 歳未満		時間額 4,060 円	
		35 歳未満		時間額 3,860 円	
3	学校医			月額 38,000 円	
4	学校歯科医			月額 38,000 円	
5	学校薬剤師			月額 25,000 円	
6	産業医			月額 25,000 円	
7	事務補助員			時間額 992 円	週 30 時間以下
8	技術補助員	看護師		時間額 1,500 円	週 30 時間以下
		上記を除く		時間額 992 円	週 30 時間以下
9	専門相談員	カウンセラー		時間額 3,000 円	週 30 時間以下
10	非常勤研究員			時間額 2,000 円	週 40 時間以下
11	フルタイム契約職員	下記以外の場合	保健室勤務者	月額 256,150 円	週 38 時間 45 分
			技術教育支援長	月額 256,150 円	週 38 時間 45 分
			上記以外	月額 188,110 円	週 38 時間 45 分
		第3条第4項に該当する場合	部長級相当	月額 529,460 円	週 38 時間 45 分
			課長級相当	月額 489,200 円	
			課長代理級相当	月額 392,770 円	
			経験を有する係長級相当	月額 360,580 円	
			係長級相当	月額 328,390 円	
上記以外	月額 291,180 円				
12	期限付講師			個別に定める	

13	地域連携テクノ センター主幹		月額 336,000 円	週 32 時間以下
----	-------------------	--	--------------	-----------

※外部資金により雇用する者で、当該外部資金の取り扱い要領等により雇用単価が定められている場合にあつては、上記にかかわらずその単価を基礎として個別に定める。

別表第3(第47条関係)

年次有給休暇の日数

非常勤教職員等の区分	日数																										
フルタイム 契約職員	1 会計年度につき20日（ただし、年度の途中において雇用されたフルタイム契約職員の、その年度における年次有給休暇の日数は、以下のとおりとする。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新たにフルタイム契約職員となった日の属する月</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>20日</td></tr> <tr><td>5月</td><td>18日</td></tr> <tr><td>6月</td><td>16日</td></tr> <tr><td>7月</td><td>15日</td></tr> <tr><td>8月</td><td>13日</td></tr> <tr><td>9月</td><td>11日</td></tr> <tr><td>10月</td><td>10日</td></tr> <tr><td>11月</td><td>8日</td></tr> <tr><td>12月</td><td>6日</td></tr> <tr><td>1月</td><td>5日</td></tr> <tr><td>2月</td><td>3日</td></tr> <tr><td>3月</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table>	新たにフルタイム契約職員となった日の属する月	日数	4月	20日	5月	18日	6月	16日	7月	15日	8月	13日	9月	11日	10月	10日	11月	8日	12月	6日	1月	5日	2月	3日	3月	1日
	新たにフルタイム契約職員となった日の属する月	日数																									
	4月	20日																									
	5月	18日																									
	6月	16日																									
	7月	15日																									
	8月	13日																									
	9月	11日																									
	10月	10日																									
	11月	8日																									
	12月	6日																									
	1月	5日																									
	2月	3日																									
3月	1日																										
フルタイム 契約職員以外 の非常勤 教職員等で 3月を超える 期間の定め により勤務 するもの	期間の定めが6ヶ月を超えるものについては、定められた雇用期間内において、下表に定める日数																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1週間当たりの勤務日数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5日以上</td><td>10日</td></tr> <tr><td>4日</td><td>7日</td></tr> <tr><td>3日</td><td>5日</td></tr> <tr><td>2日</td><td>3日</td></tr> <tr><td>1日</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table>	1週間当たりの勤務日数	日数	5日以上	10日	4日	7日	3日	5日	2日	3日	1日	1日														
	1週間当たりの勤務日数	日数																									
	5日以上	10日																									
	4日	7日																									
	3日	5日																									
	2日	3日																									
	1日	1日																									
	期間の定めが3ヶ月を超え6ヶ月以下のものについては、定められた雇用期間内において、下表に定める日数																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1週間当たりの勤務日数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5日以上</td><td>3日</td></tr> </tbody> </table>	1週間当たりの勤務日数	日数	5日以上	3日																						
1週間当たりの勤務日数	日数																										
5日以上	3日																										
1 年次有給休暇は、雇用を開始した日に付与するものとする。																											
2 1週間当たりの勤務時間が30時間以上の場合には、1週間当たりの勤務日数にかかわらず、当該日数が5日以上あるものとみなして適用する。																											
雇用の日から1年以上継続勤務し、それぞれ前の1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合には、下表に定める日数																											

1週間当たりの勤務日数	継続勤務年数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	6日	6日	7日	9日	10日	11日
2日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 年次有給休暇は、雇用を開始した日から付与するものとする。
- 2 1週間当たりの勤務時間が30時間以上の場合には、1週間当たりの勤務日数にかかわらず、当該日数が5日以上あるものとみなして適用する。
- 3 年度の中途において雇用された者の6月を超え1年未満の勤務期間は、1年とみなす。
- 4 「全勤務日」とは、非常勤教職員等の勤務を要する日のすべてをいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱う。

別表第4(第15条、第48条関係)

ア) 有給の特別休暇

休暇の事由	休暇の期間
(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合(被選挙権を行使する場合を除く。)	必要と認める日又は時間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
(3) 分べんする非常勤教職員等が分べん予定日(早産又は死産の場合で、医師等の診断書等により分べんの日が明らかでない場合にあつては当該分べんの日)以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)以内の期間について申し出た場合	分べんの日までの申し出た期間
(4) 非常勤教職員等が分べんした場合	分べんの日翌日から、前号に掲げる休暇の取得の開始日(前号に掲げる休暇を取得していない場合にあつては、分べんの日翌日)から計算して16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)を経過する日までの期間。ただし、当該期間が、分べんの日から計算して8週間を下回る場合は、8週間(分べんの日から6週間を経過した非常勤教職員等が就

	業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く場合を除く。)とする。										
(5) 生後1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回とし、1の回について30分、他の回について1時間										
(6) 非常勤教職員等が生理日に勤務することが著しく困難な場合	当該非常勤教職員等が請求した期間（4月1日から翌年3月31日までの間につき13回を限度とし、1回につき2日を上限とする。）										
(7) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（(6)及び次項(1)に掲げる場合を除く。）	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間										
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務できない場合	必要と認める日又は時間										
(9) 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合	必要と認める日又は時間										
(10) 天災その他の非常災害による現住居の滅失又は破壊により勤務できない場合	1週間以内で必要と認める期間										
(11) 天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める時間										
(12) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間										
(13) 忌引の場合	<p>下表に定める期間内で必要と認める期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母、子</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、曾孫、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母、兄弟姉妹の配</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	日数	配偶者	10日	父母、子	8日	祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子	3日	孫、曾孫、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母、兄弟姉妹の配	1日
死亡した者	日数										
配偶者	10日										
父母、子	8日										
祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子	3日										
孫、曾孫、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母、兄弟姉妹の配	1日										

	偶者、配偶者の兄弟姉妹、叔父又は叔母、叔父又は叔母の配偶者、甥、姪、いとこ	
(14) 非常勤教職員等が結婚する場合	婚姻届を提出した日又は挙式の日(その他一般に婚姻が認知される日を含む。)の1週間前の日から6月を経過する日までの間につき6日	
(15) 非常勤教職員等の配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間につき3日以内の期間又は時間	
(16) 配偶者が出産する場合で、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は16週間)前の日から当該出産日以後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間	
(17) 非常勤教職員等が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間	
(18) 妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	2週間以内で必要と認める期間	
(19) 妊娠満11週までに流産した場合	2週間以内で必要と認める期間	
(20) 妊娠中又は出産後1年以内の非常勤教職員等が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、1回につき1日以内で必要と認める時間	
(21) 妊娠中の非常勤教職員等が、母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間において、通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間	
(22) 出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、(3)(4)に定める期間により難しい場合	産前産後を通じて、16週間(多胎妊娠の場合は24週間。ただし、出産日以後の期間は16週間を限度とする。)を超えない範囲内で必要と認める期間	

(23) 出産する場合で医師の診断書等により、出産予定日以前(3)又は出産後(4)若しくは(22)の期間を超えてなお休養が必要と認められる場合	1週間以内で必要と認める期間
(24) 小学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を育てる非常勤教職員等((5)による特別休暇を承認されている非常勤教職員等及び大阪府立大学非常勤教職員等の育児・介護休業等に関する規程第15条の規定により、1時間30分を超える部分休業を申し出ている非常勤教職員等を除く。)が当該子を保育所等へ送迎するため必要と認められる場合	1日につき30分の範囲内で、正規の勤務時間の始め若しくは終わり又は部分休業に引き続く時間において必要と認める時間
(25) 乳幼児である家族に母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく健康診査を受けさせる場合その他家族の健全育成のため必要と認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき1日以内で必要と認める期間
(26) 中学校就学の始期に達しない子を養育する非常勤教職員等がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(その養育する中学校就学の始期に達しない子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間 (ただし、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない者は勤務日1日当たりの勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日で除して得た時間(1時間未満の端数が生じた場合は端数切捨て))に5を乗じて得た数の時間の範囲内で必要と認める時間)
(27) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間
(28) 障害のある非常勤教職員等が、身体障害者補助犬の貸与を受けるため又は補装具若しくは日常生活用具の給付等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	最小限度必要と認める日又は時間
(29) 要介護状態にある対象家族(配偶者、父母及び子)の介護を行う非常勤教職員等がその家族の介護(日常生活を営むのに支障があるものの介護を行うことをいう。)又は世話(通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行等を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(要介護状態にある対象家族を2人以上介護する非常勤教職員等にあっては10日)以内で必要と認める日又は時間(ただし、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない者は勤務日1日当たりの勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日で除して得た時間(1時間未満の端数が生じた場合は端数切捨て))に5を乗じて得た数の時間の範囲内で必要と認める時間)
(30) 妊娠中の非常勤教職員等の業務が	必要と認める時間

母体又は胎児の健康保持に影響があり、適宜休息し、又は補食することが必要と認められる場合	
(31) 非常勤教職員等が、職場におけるハラスメントに関する問題について、法人が事業主責任により設置する専門相談窓口等へ相談する場合	必要と認める時間
(32) 夏期における健康管理のため必要と認められる場合	5日以内で必要と認める期間 7月1日から9月30日までの期間内において、合計5日以内で必要と認める期間とし、半日を単位として与えることができる。 また、7月1日から9月30日までの期間内において採用された教職員に付与する場合は「5日×採用以後9月30日までの在職日数／92日(1日未満の端数があるときは、これを1日単位で切り上げた日数)」により計算する。

備考 (32)については、「1週間の勤務日が4日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている者にあつては、4週を平均した週あたりの平均勤務日数が4日以上)とされている非常勤教職員等であつて、6月以上の期間の定めにより勤務するもの」に該当する者に対して適用する。

イ) 無給の特別休暇

休暇の事由	休暇の期間
(1) 生理日に勤務することが著しく困難な場合(前項第6号の期間の上限を超える場合)	当該非常勤教職員等が請求した期間